

## 共同利用施設

大阪市立 西三国センター

大阪市立 三 国センター

大阪市立 東三国センター

大阪市立 北中島センター

大阪市立 西中島センター

大阪市立 宮 原センター

大阪市立 啓 発センター

大阪市立 柴 島センター

指定管理者 募集要項

令和8年6月

大阪市環境局

## 【 目 次 】

1	指定管理者選定（募集）の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	1
4	指定管理者が行う業務	2
5	管理運営経費	2
6	リスク分担	3
7	指定管理者の申請手続きに関する事項	3
8	指定管理予定者の選定	10
9	協定の締結	12
10	その他	12
11	担当	12

## 大阪市立共同利用施設指定管理者募集要項

### 1 指定管理者選定（募集）の目的

大阪市立共同利用施設（以下「共同利用施設」という。）は、大阪国際空港着陸航路下における航空機騒音による障害の緩和に資するため、大阪市立共同利用施設条例（昭和49年大阪市条例第64号。以下「条例」という。）に基づき、昭和49年から小学校区単位で設置し、現在は淀川区に6施設、東淀川区に2施設を設置しています。今般、現行の指定管理者の指定期間が令和9年3月31日に満了を迎えることから、共同利用施設の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者制度により適切な管理運営主体を募ることとしました。

応募において全体利用者を増加させることはもちろんのこと、現在利用者の大半を比較的高齢の方々が占めていることから、長期的には多世代の利用者層の基盤を築くような管理運営を期待しています。

### 2 施設等の概要

各施設概要（参考3）のとおり

### 3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないとき認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した場合、違約金を徴収すると共に、取消しに伴う大阪市の損害について、指定管理者に損害賠償を請求することがあります。

### 4 指定管理者が行う業務

#### （1）管理運営の方針・基準

指定管理者は、大阪市の指導・監督のもと、共同利用施設の設置目的及び趣旨を踏まえ、公共の施設であることに十分留意し、市民が平等に施設を利用できるよう、公平かつ公正な立場で管理運営を行うとともに、指定管理者の創意工夫をもって、利用者への質の高いサービスの提供及び利用促進に努めてください。また、利用者が快適かつ安全に過ごせるよう、適正な維持管理を行ってください。

#### （2）指定管理者の業務の範囲

①条例第16条に規定する業務に関し、次のとおり実施してください。

指定管理者が行う業務（以下「当該業務」という。）の詳細については、「大阪市立共同利用施設 指定管理者業務の基準」（資料1-3）に定めましたので、確認してください。

ア 共同利用施設の使用許可に関する業務

イ 建物及び附属設備の維持保全に関する業務

ウ 施設の管理に関する業務

上記の業務のうち、アの業務については、主たる業務とし、指定管理者自身が実施するものとし、第三者に対して委託することはできません。なお、イ、ウについては、一部を第三者に委託することができますが、業務遂行管理、業務の手法の決定については、第三者に委託することはできません。

②指定管理者は、施設の設置目的に沿って当該業務の効果的な実施に影響を与えない範囲内において、大阪市の承認の下、指定管理者自らの責任において、施設の魅力向上や利用促進及び利用者へのサービス向上に寄与する事業を、自主事業として提案し実施することができます。

ただし、共同利用施設の使用料は無償とするとしていること（条例第9条）から、利用者から施設利用にかかる料金を徴取することはできません。

### （3）業務の第三者への委託

① 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項4(2)において指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

② 当該業務の一部を第三者委託及び再々委託（以下「第三者委託等」という。）する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と委託の契約を締結してはなりません。また、第三者委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

### （4）点検・報告

指定管理者には、毎月終了後、管理業務の実施状況、利用状況等に関する月次報告書を作成し、本市に提出していただきます。

指定管理者には、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告していただきます。

また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

#### (5) 事業報告書の作成・提出

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項、大阪市立共同利用施設条例施行規則（昭和49年大阪市規則第107号）の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を本市に提出する必要があります。

本市は、提出された事業報告書と4（4）の自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は本市ホームページで公表します。

### 5 管理運営経費

#### (1) 管理運営経費

共同利用施設の管理運営に必要な経費については、提案された収支計画を基本とし、業務代行料は、協定締結時に各年度の金額及び総額を決定したうえで、大阪市から指定管理者に支払います。

なお、同利用施設は利用料金制を導入していません。

業務代行料の上限額は次のとおりとし、会計年度（4月1日から翌3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づいて、分割して支払います。なお、支払時期及び方法等については、協定で定めます。

**\* 各共同利用施設にかかる業務代行料の上限額**

各年度 施設名称	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	総額
西三国センター	2,633,013円	2,726,637円	2,839,317円	2,956,218円	3,077,365円	14,232,550円
三国センター	4,666,847円	4,876,575円	5,057,041円	5,282,595円	5,478,967円	25,362,025円
東三国センター	1,853,522円	1,917,480円	1,984,223円	2,072,310円	2,144,670円	9,972,205円
北中島センター	2,299,280円	2,397,123円	2,498,729円	2,589,247円	2,698,419円	12,482,798円
西中島センター	2,750,229円	2,864,249円	2,982,794円	3,109,557円	3,222,321円	14,929,150円

宮原センター	2,972,182円	3,080,243円	3,211,806円	3,348,303円	3,489,769円	16,102,303円
啓発センター	2,220,806円	2,311,203円	2,408,892円	2,495,316円	2,600,157円	12,036,374円
柴島センター	2,386,455円	2,488,597円	2,594,818円	2,705,130円	2,804,644円	12,979,644円

なお、当該上限額は、指定期間中の賃金水準の変動や物価変動についても見込んでいます。

## (2) 会計区分

当該業務に係る会計（記録及び帳票等の作成を含む。）については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。

## 6 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、リスク分担表（共同利用施設指定管理者業務の基準 P9.10 別表2）のとおりとします。

## 7 指定管理者の申請手続きに関する事項

指定管理者の指定はセンターごとに行いますので、複数の施設に応募することも可能です。複数の施設に応募する場合は、それぞれの施設に対しての申請書類等の提出が必要

です。

### (1) 募集要項等の配布

#### ① 窓口配布期間

令和8年6月18日（木）から令和8年8月21日（金）まで

配布時間は9時から12時まで及び13時から17時までとします。

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）

#### ② 配布場所

大阪市環境局環境管理部環境管理課（交通騒音振動対策グループ）

（大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's棟南館5階）

※募集要項は、下記の大阪市環境局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000681613.html>

#### ③ 現地見学会

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり共同利用施設ごとに現地見学会を開催します。なお、見学会への参加は必須ではありません。

見学には、二つの方法があります。

ア 事前の申し込みを行わずに各施設を見学していただく方法

イ 事前に申し込み（日時を指定）をしていただいた後に各施設を見学していただく方法

現地見学会については、次の表のと通りの日程で行います。

ア 事前の申し込みを行わずに各施設を見学していただく方法

開催施設及び開催日時

（次の日程及び時間帯は施設を自由に見学できます）

開催施設名	開催日
西三国センター	令和8年7月8日（水） 10時～12時
三国センター	令和8年7月8日（水） 14時～16時
東三国センター	令和8年7月8日（水） 10時～12時
北中島センター	令和8年7月8日（水） 14時～16時
西中島センター	令和8年7月9日（木） 10時～12時
宮原センター	令和8年7月9日（木） 14時～16時
啓発センター	令和8年7月9日（木） 10時～12時
柴島センター	令和8年7月9日（木） 14時～16時

イ 事前に申し込み（日時を指定）をしていただいた後に各施設を見学していただく方法

（見学時間は1施設当たり45分程度で行ってください。）

次の日程及び時間帯の中から申し込んでください。

- ・ 各センターとも令和8年7月8日（水）から令和8年7月10日（金）の3日間です。
- ・ 時間帯については、各施設とも10時～12時又は14時～16時です。

なお、事前申し込みにより施設見学を希望する法人等は、令和8年7月2日（木）（郵送の場合は必着）17時までに、参加申込書（様式8）を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先、見学希望日時（第2希望まで）等を明記の上、（1）FAX、E-mailまたは郵送等のいずれかで、「11 担当」あて申し込んでください。

複数の者が申し込みを行った場合においては、本市において調整させていただきます。

そのうえで、見学時間は令和8年7月6日（月）頃までにFAX、E-mail等により別途通知します。

※FAX、E-mailで送信する場合は、件名を「共同利用施設現地見学会参加申込」とし、送信後、電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。

#### ウ その他

- ・参加人数は1の法人等について2名までとします。
- ・募集要項等の資料はご持参ください。
- ・見学会への参加は必須ではありません。
- ・見学会において、募集要項に関する質問等への回答はできません。
- ・質問等がある場合は、次の(3)により行ってください。
- ・見学会で配布した資料等については、令和8年7月15日(水)迄に下記の大阪市環境局ホームページ上で公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000681613.html>)

#### (3) 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票(様式9)をFAX又はE-mailで送付してください。電話や来訪による質問には回答できません。

(FAX: 06-6615-7949、E-mail: [ja0080@city.osaka.lg.jp](mailto:ja0080@city.osaka.lg.jp))

##### ① 受付期間

令和8年7月1日(木)9時から7月17日(金)17時まで

※受付期間終了時刻以降にメールが届いた質問については回答しません。

##### ② 質問への回答

質問票に対する回答は、質問の受付後、順次、下記の大阪市環境局ホームページに掲載します。

申請を予定している者においてご確認ください。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000681613.html>)

最終の回答は令和8年7月27日(月)とし、公表期限は申請書提出日(令和8年8月24日(月))までとします。

回答にあたっては、質問者の名称は記載しません。

回答には、重要な事項が含まれることがあるため、定期的に内容の確認を行ってください。

なお、質問票に対する回答内容は、本募集要項の補完、追加及び修正事項としての効力を持つものとします。

#### (4) 指定管理者指定申請書の提出

##### ① 提出方法

申請書類は、送付(郵送等)により提出してください。

FAX、E-Mailによる受付は行いません。なお、原則として、受付後に申

請書類の変更及び追加はできません。

なお、申請書類の提出にあたっては、申請者において提出先の担当が申請書類を受け取ったことが確認できる方法（簡易書留、レターパック等）により、送付（郵送等）してください。

② 提出期間

令和8年8月14日（金）から8月24日（月）必着とします。

③ 提出先

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's棟南館5階  
大阪市環境局環境管理部環境規制課(交通騒音振動対策グループ)

(5) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

① 法人等に関する要件

ア 条例第13条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第22号）第167条の4の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

キ 直近3年度において、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し、滞納がないこと。

② 連合体に関する要件

ア 連合体は2以上の法人等で自主結成すること。

- イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- エ 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めない。

③ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）に関する要件

- ア 各構成団体のいずれもが上記①の要件を満たすこと。
- イ 本件募集に関して各構成団体は2以上の連合体の構成団体となることできない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

(6) 提出書類

- ① 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正1部、副3部（副は複写可）の計4部提出してください。
- ② 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。
- ③ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む）の記載は正1部のみとし、副3部には記載しないでください。  
また、法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。  
申請団体が判別できると判断した場合は、本市で黒塗り等の措置を行う場合があります。
- エ 連合体で申請する場合、次表提出書類③から⑪及び⑭から⑱については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。
- オ 申請者が同じであっても複数の共同利用施設に応募する場合は、共同利用施設ごとに申請書を提出してください。なお、複数の共同利用施設に応募する場合、次表提出書類③から⑪及び⑭から⑱については、いずれかの共同利用施設の申請書に添付すれば省略することができます。また、任意団体等であって添付ができない場合は、その理由を自由様式で提出してください。
- カ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

	提出書類	様式番号	複数 応募時 省略可
①	指定管理者指定申請書 様式 1 - 1 (連合体は様式 1 - 2) に必要事項を記入すること。	様式 1 - 1 又は様式 1 - 2	
②	連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分 担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したもの。	任意様式	○
③	指定管理者指定申請に関する誓約書	様式 2	
④	法人等の概要	様式 3	○
⑤	役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。ただ し、法人でない団体で、代表者又は管理人の定めがあるものの代表 者又は管理人を含む。	様式 4	○
⑥	役員の履歴書 ⑤で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式	○
⑦	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	○
⑧	法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した指定申請書提出日より 3 か月以内に発行され たもの。	証明書写	○
⑨	貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近 3 決算期又は 3 事業年度の実績。作成義務のない法人等にあっ てはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式	○
⑩	事業報告書 直近 3 決算期又は 3 事業年度分の実績。法人以外の団体にあつては これに相当する書類を提出すること。	任意様式	○
⑪	法人等の事業計画書及び法人等の収支予算書 申請日の属する年度のもの	任意様式	○
⑫	管理運営に関する事業計画書	様式 5	
⑬	管理運営に関する収支計画書、収支計画明細	様式 5	
⑭	法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その 3 の 3」で提出すること。提出日において発行か ら 3 か月以内のもの。	証明書写	○
⑮	法人税等の申告書の写し 直近 3 年事業年度分。別表 1、4、5 を提出すること。	申告書写	○

⑯	大阪市の法人市民税の納税証明書 直近3年分。大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税（東京都の場合は都民税）の納税証明書を提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写	○
⑰	障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。（障がい者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第8条に規定する様式） なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主については、様式6「障がい者雇用の状況報告書（公共職業安定所に提出義務がない事業主用）」を提出すること。	厚生労働大臣の定める様式 又は様式6	○
⑱	障がい者雇入れ計画書 ⑱において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用率未達成企業にあつては提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	様式7	○
⑲	選定結果通知用封筒一式 定型封筒（長形3号）に選定結果通知の送付先を明記したもの <u>（切手不要）</u>	長形3号	○
⑳	その他様式1～9に関して別途添付する書類があれば	任意様式	○

#### （7） 提案を求める内容

共同利用施設の設置目的を達成するとともに、より効果的・効率的に運営するための具体的な事業内容の提案を求めます。各提案にあつては、管理運営の基本方針や条例を踏まえて提案してください。その際、成果指標の目標を超えるよう、留意した提案を行ってください。成果指標等については、「大阪市立共同利用施設 指定管理者業務の基準」を参照してください。

なお、提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。

#### ア 設置目的の達成・利用促進

##### ① 施設の管理運営

管理運営の方針・手法、平等利用の確保、配置される職員の体制、個人情報保護・情報公開についての考え方、危機管理・安全管理について示してください。

##### ② 事業計画、サービス向上策等

事業計画、市民サービスの向上策、利用促進策、利用者満足度の把握

方法について示してください。

③ 施設の有効利用

他の共同利用施設との連携、市民・NPO法人等団体との協働等について示してください。

イ 管理経費の縮減・収支計画

① 収支計画・妥当性

指定期間における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。

収入と費用の見込みについては、積算根拠を具体的に示してください。

なお、自主事業を対案される場合は、目的事業と自主事業についても区分して示してください。

ウ 申請団体

① 実績、専門性等

同種施設の管理運営実績、職員研修について示してください。

エ 社会的責任・市の施策との整合

① 環境への配慮、個人情報保護に関する取組みを示すとともに、就職困難者の雇用への取組み等があれば示してください。

(8) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

ア 本要項7(5)に定める申請資格を満たさなくなった場合

イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案の内容が本市の求める水準を満たさないと認められる場合

オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入又は支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合

カ 大阪市が求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合

キ その他不正・不誠実な行為があった場合

## (9) 申請上の注意事項

- ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。
- イ 申請書類の提出は、1施設につき1法人等又は1連合体当たり1案限りとします。
- ウ 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。
- エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。
- オ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、本市が必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- カ 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。
- キ 提出された書類等は、大阪市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。
- ケ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

## 8 指定管理予定者の選定

### (1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、法令遵守とともに条例第14条の規定に基づき、

- ア 共同利用施設の利用について平等な利用が確保されていること
  - イ 施設の目的に照らしその効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること
  - ウ 施設の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること
  - エ その他適正な管理を行うことに支障がないこと
- 等を総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

### (2) 選定方法

指定管理予定者の選定は、書類審査を基本としますが、ヒアリングを行うことがあります。申請者が1法人等であっても選定会議で審査し、指定管理

者としての適否を判断します。

(3) 選定項目・配点

指定管理予定者を選定する際の配点は次のとおりとします。

評価項目		配点
施設設置目的の達成・利用促進	施設の管理運営 事業計画・サービス向上策等 施設の有効活用	65点
管理経費の縮減・収支計画	収支計画・妥当性 提案金額	20点
申請団体	経営方針・実績等	10点
社会的責任・市の施策との整合	環境配慮・個人情報保護	5点
合計		100点

具体的な配点及び評価の着眼点については次のとおりです。

施設の設置目的の達成・利用促進				65点
施設の管理運営 (25点)	設置目的に沿った管理運営方法・手法	施設の設置目的に照らし、その効果が最大限に発揮できるような提案になっているか		5点
	平等利用の確保	平等利用を担保する内容となっているか		5点
	当該施設に配置される職員の体制	管理人の配置計画や事故等発生時のバックアップ体制等は、施設を円滑に運営していくものとなっているか		5点
	危機管理・安全管理	安全対策や災害発生時緊急時における対応策は妥当なものとなっているか。	ア 事故防止等安全対策	3点
			イ 災害等緊急時の対応	2点
	施設の衛生管理	【創意工夫を求める提案】利用者が快適かつ安全に過ごせるよう、常に清潔で良好な状態に保つための提案がされているか		3点
上記提案について創意工夫ある提案がされているか		2点		
事業計画 (30点)	事業計画	目的に沿った事業計画にかかる提案がなされているか		5点

	サービス向上	利用者サービスの向上を図るための提案が充実しており、具体的かつ実行可能なものか	5点
	利用促進策	【創意工夫を求める提案】利用促進にかかる具体性、実現可能性のある提案がなされているか	5点
		上記提案について創意工夫ある提案がされているか	5点
	利用者満足度の把握	利用者からの意見や満足度等についての把握方法が具体的に示されているか	5点
	自主事業案	自主事業の提案を行う場合、当該提案は妥当なものか	5点
施設の有効利用 (10点)	他施設との連携・地域との連携・市民・NPOとの協働	他の共同利用施設との連携、地域との連携、市民・NPO等との連携にかかる提案がなされているか	10点
<b>管理経費の縮減・収支計画</b>			<b>20点</b>
業務代行料（基本納付金）の提案金額	全体の支出計画の積算根拠等は明確・妥当であるか		10点
支出見込みの妥当性	個別の支出見込み等は妥当なものとなっているか		5点
経費縮減案	経費削減にかかる提案がなされているか		5点
<b>申請事業者等</b>			<b>10点</b>
経営方針	申請事業者の経営方針が施設の目的に沿った妥当なものであるか		3点
同種施設の管理運営実績	同種施設の管理運営実績について		3点
専門性の有無	施設を運営していくにふさわしい人的資源等を有しているか		2点
職員研修の実施	利用者への接遇向上等、職員に対する研修等の計画があるか		2点
<b>社会的責任・市の施策と整合</b>			<b>5点</b>
環境への配慮	管理運営業務に使用する車両がグリーン配送適合車であることや、再生品を利用しているなど環境への配慮がなされているか		2点
個人情報保護に関する取組み	個人情報の管理を徹底する計画であるなど個人情報保護に関する取組がなされているか		3点
<b>合計</b>			<b>100点</b>

上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計

画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入または支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案、については、失格とする場合があります。また、提案価格が上限額以上の場合は0点となります。

同点となった場合には、選定項目のうち施設設置目的の達成・利用促進の点数が高い法人等を上位とします。

なお、選定会議において合計点数が一定基準に満たない評価であった場合、「(8)失格事項」エに該当し失格とします。

#### (4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請を行った法人等を、指定管理予定者に選定します。

選定結果については、申請者全員に書面で通知するとともに、すべての申請団体の名称を含め、大阪市ホームページ等により公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らなかった場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

### 9 協定の締結

指定管理予定者と本市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。

仮協定に編綴する仕様書については、本市が提案内容のうち必要な業務を精査したうえで、指定管理者予定者と協議し決定するものとします。

仮協定締結の際は、指定管理予定者は、印鑑証明書（3か月以内に発行された原本）の提出が必要です。

仮協定は市会の指定の議決をもって本協定となります。

### 10 その他

(1) この募集要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。

(2) 今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者からの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。

(3) 指定管理期間中において、各共同利用施設は、随時において改修、修繕工事等を予定しています。

各施設における工事等の詳細は、次期指定管理者として選定された後に別途協議させていただきます。

## 11 担当

大阪市環境局環境管理部環境規制課(交通騒音振動対策グループ)

担当： 稲田、藤谷、松田

住所：住之江区南港北2-1-10 ATCビル0's (オズ) 棟南館 5F

電話：06-6615-7941

FAX：06-6615-7949

E-mail：ja0080@city.osaka.lg.jp